

## 「答弁書」と被告らの主張

「令和4年(行ウ)第111号 借地権設定契約差止等請求事件(住民訴訟)」の答弁書が、9月22日に被告(大阪市長ら)訴訟代理人から提出された。

答弁書は以下の項目で構成されている。

本案前の申立て 本案前の申立ての理由 請求の趣旨に対する答弁  
請求の原因に対する認否・反論等 被告らの主張 別紙1～5

原告の一人として18日に意見陳述することになり、難解な資料を何回も読み返してきた。なかでも注目したのが、被告らの主張の下記の記述である。

本件土地関連契約で定めようとしている本件土地関連責任の対象となる事象は、いずれもいわゆる契約不適合となる可能性が大きく、これについて契約上何らの手当てもしない場合は、人命や安全上の問題をはじめ、当該事象に起因する責任を大阪市として全て負担せねばならないおそれがあるところ、IR事業においては、このような土地に起因する所有者責任はもとより、前述のとおりの大阪IR実現の効果や大阪臨海部のまちづくり等の政策的な観点を踏まえ、大阪市が土地所有者として、IR事業用地としての適正確保につき一定範囲で責任(=本件土地関連責任)を負うこととしたものである。

こんな主張を平気で述べるものだ。これまで土壤汚染や地盤沈下、さらに液状化など問題はないと言っておきながら、それを認めて居直る姿勢には呆れるばかりだ。IRカジノ予定地の夢洲が、人命や安全上の問題がある場所なら、IR事業地として見直すのが筋ではないのか。夢洲リスクを認めているわけで、底なしの財政負担をしてまで計画を強行することは、地方財政法などに反する行政の暴走といえる。

結論では原告の指摘に至るところで一方向的にねじ曲げて、原告の主張に根拠がないと主張している。

以上のとおり、大阪市は、本件土地課題対策費用を合理的な方法により算定の上、これを限度額とする2022年債務負担行為として予算に定めているし、新たな土壤汚染が発見される可能性や土壤汚染対策費用が上振れする可能性も具体的に想定されないこと、本件土地課題対策費用に係る大阪市の負担義務が債務負担行為として予算に定める限度額により規律されること、本件土地関連責任について、その責任範囲等を相当に限定するなど適切なリスク分担を行うこととしていること、また、その実施内容及び費用負担の妥当性を確保し、適切に管理するための本件管理枠組み等を構築していくこと等を踏まえれば、本件事業用定期借地権設定契約を含む本件土地関連契約(原告らによれば土地所有者責任の合意ということになるうか。)の締結には、地自法第2条、地財法第4条第1項、公企法第3条等の違反やその他何らの不当もなく、それらの差止め等を求める原告らの主張には根拠がない。

(2022年10月22日)